

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付） 支給対象者ファイル
行政機関等の名称	松浦市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務課
個人情報ファイルの利用目的	給付金支給事務に利用する
記録項目	1. 氏名、2. 宛名番号、3. 性別、4. 住所、5. 生年月日、6. 給与所得額、7. 雑所得額（総合）、8. 事業所得額、9. 不動産所得額、10. 利子所得額（総合）、11. 配当所得額（総合）、12. 譲渡所得額（総合）、13. 一時所得額（総合）、14. 上場株式等配当等所得額（申告分離）、15. 短期一般所得額（特別控除前）、16. 短期軽減所得額（特別控除前）、17. 長期一般所得額（特別控除前）、18. 長期特定所得額、19. 長期軽減所得額（特別控除前）、20. 一般株式等譲渡所得額、21. 上場株式等譲渡所得額、22. 先物取引雑所得額（申告分離）、23. 山林所得額、24. 退職所得額、25. 純損失繰越控除額、26. 雑損失繰越控除額、27. 居住用財産譲渡損失繰越控除額、28. 特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、29. 上場株式等譲渡損失繰越控除額、30. 特定株式等譲渡損失繰越控除額、31. 先物取引差金等決済損失繰越控除額、32. 特別控除額（長期一般所得）、33. 特別控除額（長期軽減所得）、34. 特別控除額（短期一般所得）、35. 特別控除額（短期軽減所得）、36. 雑損控除額、37. 医療費控除額、38. 小規模共済等掛金控除額、39. 社会保険料控除額、40. 生命保険料控除額、41. 地震保険料控除額、42. 配偶者特別控除額、43. 配偶者控除等、44. 一般扶養控除者数、45. 特定扶養控除者数、46. 老人扶養控除者数、47. 同居老人扶養控除者数、48. 普通障害者数、49. 特別障

	害者数、50. 同居特別障害者数、51. 控除対象障害者、52. 控除対象寡婦・ひとり親の別、53. 控除対象勤労学生、54. 市町村民税―住宅借入金等特別税額控除額、55. 市町村民税所得割額（定額減税前）、56. 都道府県民税所得割額（定額減税前）、57. 16歳未満扶養者数、58. 合計所得金額、59. 扶養親族（控除対象配偶者含む。）のうち国外居住者の数、60. 令和6年推計所得税額（令和5年所得税額）、61. 所得税における扶養親族数（控除対象配偶者含む。）、62. 所得税における合計所得金額、63. 個人番号、64. 電話番号、65. 受取方法、66. 口座情報、67. 支給区分、68. 支給額、69. 手続区分、70. 不支給理由、71. 返戻区分（確認書返戻の状況）、72. 代理申請、73. 確認書発行日、74. 受付日
記録範囲	基準日（令和6年1月1日）に松浦市で住民税が課税されている納税義務者
記録情報の収集方法	住民基本台帳情報、市民税情報、本人からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)松浦市役所 総務課 行政係
	(所在地)松浦市志佐町里免 365 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項 第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項 に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の 概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	—	
備 考	—	